

## 「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

東 春 信 用 金 庫

### 1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

当金庫では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について公的書類で確認させていただいておりますが、同法の改正により平成25年4月1日(月)より職業や取引を行う目的等の確認が必要になります。

#### 改正前の本人確認(本人特定事項の確認)

改正前の確認事項 (平成25年3月31日まで)		個人	法人
	確認事項		氏名 住所 生年月日
確認方法		運転免許証、旅券(パスポート、住民基本台帳カード(写真付きのもの)などを提示いただきます。	登記事項証明書、印鑑登録証明書(注1)などを提示していただきます。

#### 改正前の本人特定事項の確認に加えて、下記の確認が必要となります。

追加される確認事項 (平成25年4月1日以降)		個人	法人
	確認事項		お取引の目的 ご職業
確認方法		当庫所定の書面または申告により確認させていただきます。	「事業の内容」については、登記事項証明書、定款などを提示していただきます。それ以外の事項は、当庫所定の書面または申告により確認させていただきます。

(注1) 登記事項証明書、印鑑登録証明書等は発行日から6ヶ月以内のもの。

(注2) 株式会社など「議決権」が25%を超えるすべての方。(議決権が50%を超える場合はその方のみ)

### 2. お客様への確認が必要な取引

- (1) 口座の開設、貸金庫、電子記録債権、保険契約の取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金の受け払い、両替をされるとき
- (4) 融資取引等

### 3. お客様へのお願い

平成25年4月1日以降、すでにお取引いただいているお客様でも、新規口座開設やご融資のお取引をいただくときは上記の確認が必要となります。

なにとぞ、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。